

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 三宅
日 時	平成28年2月17日(水曜日)		開 議 午前 10時 20分
			閉 議 午前 11時 54分
出席委員	石野 田中 小川 奥野 山本 木曾 堤 (三上：欠席)		
出席理事者	【企画管理部】岸部長 [夢ビジョン推進課]田中課長、土岐副課長 [人事課]片山課長、森岡副課長 【総務部】門部長、木村税・財政担当部長 [税務課]吉田課長、藤木副課長		
出席事務局	藤村事務局長、山内次長、三宅主任		
傍聴者	市民 名	報道関係者 名	議員 1名(酒井)

## 会 議 の 概 要

10:20

- 1 開議(石野委員長あいさつ)
- 2 日程説明(事務局)
- 3 所管分付託議案審査(説明・質疑)

[企画管理部入室]

・企画管理部長 あいさつ

(1) 第1号議案 平成27年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)所管分

[説明] 人事課長(歳出一括)

~ 10:32

[質疑] なし

(2) 第3号議案 亀岡市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

[説明] 夢ビジョン推進課長

~ 10:43

[質疑]

<木曾委員>

以前、財政課は企画管理部、人事課は総務部であった。今回、企画管理部から人事課を市長公室に移管することにより、全体的なバランスを図るために、以前のように、財政課を総務部から企画管理部に移管するように受け取れるが、そのあたりの考え方は。

<企画管理部長>

全体的なバランスを考慮した。市長公室の新設により、人事課を市長直轄とするため企画管理部から市長公室に移管することに合わせて、総合計画後期基本計画・総合戦略を着実に推進させるために、企画・財政を表裏一体のものとして、同一部門

で所管できるよう、以前のように財政課を企画管理部に移管しようとするものである。なお、総務部においては、自治防災課と安全安心まちづくり課の2課を統合して自治防災課1課にすることにより、総務部所管課を5課から3課にすることも考慮している。

<堤委員>

まちづくり推進部の再編は、政策交通課を新設することで、まさに本市のハード事業の大きな課題について重点的に取り組み、その推進を図るという目的であるのか。

<企画管理部長>

そのとおりである。現在、政策推進室政策推進課でスタジアム関連、バス交通、北陸新幹線等を所管しているが、その全ての業務をまちづくり推進部へ移管することにより、まちづくり推進部の業務量が大変増加するため、まちづくり推進部を二分し、土木建築部を新設することとなった。

<堤委員>

桂川市政の重点事項が政策交通課に集中することとなるが、人員配置等の考えは。

<企画管理部長>

人員配置は組織機構が定まってからの作業となるが、重厚な手当てをしていきたい。

~ 10 : 50

- (3) 第4号議案 亀岡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 第5号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 第6号議案 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 第7号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[説明] 人事課長一括説明

~ 11 : 00

[質疑]

<木曾委員>

病院事業管理者を兼務する場合に係る給与の規定整備であるが、病院長が管理者の職務を兼ねることによって、実際に問題なくその事務をこなせられるのか心配するところである。どのように整理されているのか。

<人事課長>

病院長が病院事業管理者を兼ねるということを前提として事務手続きを進めているものではない。そういったことが起こった場合に対応できるよう、条例改正を提案しているものである。議員が指摘されたことも今後検討して対応していきたい。

<木曾委員>

給与のことだけでよいのかという観点で尋ねている。本来の管理者の職務内容も検討されたうえで、今回条例提案されたものと認識してよいのか。

<企画管理部長>

12月末をもって前管理者が退任されたため、現在は職務代理人として玉井病院長が兼務している状況であるが、4月以降に關してのことは、現時点において我々の

知り得る状況ではないので理解願いたい。

<堤委員>

第5号、第7号議案に係り、病院長は部長級扱いなのか、それならば今までの特別職としての管理者の扱いは何だったのかということとなる。また、病院の経営に関して玉井病院長が責任を問われることとなる。そのような観点からもしっかりと議論していかなければならない。また、今回の改正により、管理者の職務を兼務しても一般職としての退職手当しか出せないということか。

<人事課長>

特別職の病院事業管理者としての退職手当は支給されず、病院長として退職する際に、その退職手当を支給することとなる。

<木曾委員>

病院長には業務量が増え、経営の責任も負うこととなる。それに持ちこたえられるのか、病院で混乱が生じないか危惧している。これまで管理者を設置して10年間やってきたことの検証が必要であり、その管理者の職務を病院長が兼務することであっても、給与上の待遇が変わらないことには不安がある。そういうことも踏まえて、市として考えてほしい。

<田中副委員長>

第6号議案に係り、議案概要の7頁では、給与減額期間を平成30年3月31日までの間とするように記述されているが、そのことをわかりやすく説明願いたい。

<人事課長>

現在、55歳を超えて6級以上の級にある職員については、給料月額の1.5%を減額して支給している。このたびの総合的見直しの実施が平成30年3月31日で完了することから、1.5%の減額もこれに合わせて終了させて元に戻そうとするものである。

<田中副委員長>

現在、対象職員の1.5%減額分は平均どの程度か。

<人事課長>

勤続年数や号給により異なるが、大体4千円から5千円程度である。

~ 11 : 15

[ 企画管理部退室 ]

[ 総務部入室 ]

・総務部長 あいさつ

( 1 ) 第1号議案 平成27年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)所管分

[ 説明 ] 税・財政担当部長、税務課長(歳入一括)

~ 11 : 20

[ 質疑 ]

<堤委員>

今年度末の財政調整基金残高の見込みが12億4千万円となるが、来年度当初予算においても取り崩しがなされるものとする。一桁となることを心配しているが、それは大丈夫なのか。

<総務部長>

指摘のとおり大変厳しい財政状況を迎えている。小中学校の耐震改修、クリーンセンターの基幹改修等の大きな投資は今年度で整理できる状況ではあるが、今まで通りの事業を継続して行くと基金依存体質になることが目に見えているので、そのようなことを見直す中で、少しでも基金への依存を縮減する方向性をもって予算編成に臨んでいる。

<木曾委員>

扶助費の増加等の状況において、全体的に資金不足の状況が今後も加速していくのではないかと危惧しているがどうか。

<税・財政担当部長>

扶助費は全体的には増加傾向にあり、基本的には国・府で4分の3を負担し、4分の1を市で負担する構造となっており、一般財源の負担は増えていくこととなる。歳入では市税の大きな増加は見込めず、厳しい財政状況は続いていく。歳出全般にわたる見直しを図り、財政調整基金はできる限り温存し、災害等に備える財源としていきたい。大変厳しい予算査定に今後もなっていく。

<木曾委員>

以前、議会報告会の参加者から、生活保護を受けたければ本市なら簡単に受けられるという声があることを議員は知っているのかという意見を受けたことがある。財政健全化に向けて行財政運営の見直しに努めている中、そのような声が蔓延してしまうと大きなマイナスである。福祉部門と連携して適切な執行を願いたい。

<堤委員>

新市政のもと、様々な政策が打ち出されるが、本市の財政状況を十分踏まえた中で、逆に締めるところは締めることも必要であり、それを市民も共有していく部分もしっかり持たなければならない。市の発展をめざすためにそのようなことが必要であり、市長に伝えてもらいたい。今後議会でも議論していく。

～ 11 : 28

[ 総務部退室 ]

[ 自由討議 ] なし

#### 4 討論～採決

[ 討論 ] なし

[ 採決 ]

- ・第1号議案 平成27年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)  
可決・全員
- ・第3号議案 亀岡市部設置条例の一部を改正する条例の制定について  
可決・全員
- ・第4号議案 亀岡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
可決・全員
- ・第5号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

- ・第6号議案 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

- ・第7号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

[ 指摘要望事項 ] なし

< 石野委員長 >

委員長報告を作成するため暫時休憩する。作成は正副委員長に一任願う。(了)

[ 休憩 11:32 ~ 11:45 ]

## 5 委員長報告確認

[ 石野委員長 委員長報告朗読 ] (了)

## 6 その他 なし

~ 散会 11:54